

## 「第3次佐久市男女共同参画プラン素案」に対する意見募集の実施結果

### 1 意見募集の概要

#### (1)意見募集期間

平成28年9月1日(木)から9月20日(火)まで

#### (2)案の公表方法

ア 佐久市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所市民ホール、人権同和課窓口、各支所総務税務係窓口  
に  
閲覧用として設置

#### (3)意見募集方法

ア 郵送

イ 電子メール

ウ ファックス

エ 直接持参(佐久市役所人権同和課または各支所総務税務係)

### 2 意見募集の結果

(1)提出された意見 4件 3名

(2)提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 次のとおり

「第3次佐久市男女共同参画プラン素案」に対する意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	該当ページ	施策No.または該当箇所	素案に対する意見等	市の考え方
1	P15	第1節 1 男女共同参画の視点に立った意識の啓発  【人権同和課】 (具体的施策内容)	「家庭にかかわる意識の形成・性別による固定的な役割分担意識の解消の推進」等を目標に掲げ、意識改革のための講座や実際に(男性が)家庭料理を作るなどの研修を企画してはどうか。	「性別による固定的な役割分担意識の解消」に向け男女共生ネットワークによる朗読劇での啓発活動などを実施しています。 今後も頂いたご意見を参考にさせていただき、意識の啓発の推進をしていきます。
2	P24	第2節 5(16)女性の職域拡大と管理職への登用  【総務課】 (具体的施策内容)  男女共に働きやすい職場風土作りのため、管理監督職にワーク・ライフ・バランス推進をはじめとする職場づくりの意識を醸成し、職員間の相互理解と協力関係を培うとともに、計画的なキャリア形成により女性職員の職域を拡大し、管理職への登用を推進します。  【女性活躍推進】	男女ともに働きやすい職場風土作りのため…に「セクハラ・マタハラなどのない」など具体的な文言を入れた方がよい。	各種ハラスメントについては、第3節、人権の尊重と安心・安全な社会づくりの節でふれています。その現状と課題として、「男女共同参画の視点による人権の尊重と、暴力をなくすための環境づくり」における「各種ハラスメントは重大な人権侵害であり…」を、「パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメントは重大な人権侵害であり…」と具体的に記載します。 また、施策の方向10主な施策(35)男女間のあらゆる暴力の根絶及び、(36)DVなど暴力に対する相談機能と支援体制の充実における具体的施策内容に、各種ハラスメントの記載を加えます。 なお、ご意見をいただいた施策内容については、市職員を対象としたものですので、「市職員における男女共に働きやすい職場風土作り…」と記載を加えます。
3	P25	第2節 6(20)女性従業者の少ない技術専門職における女性の就業促進  【商工振興課】 (具体的施策内容)  女性の従業者の少ない建設業、林業、技術専門職等における、女性の就業を促進します。  【女性活躍推進】	女性従業者の少ない技術専門職における女性の就業を促進するには、女性が働きやすい快適な職場環境の整備が必要。(例:現場での女性専用トイレや化粧室などの整備)	第2節、女性が活躍できる環境づくりにおける、現状と課題において、「女性従業者が少ない職種への就業の促進が必要です。」を、「それぞれの女性が意欲と能力を生かし、自身の志望や適性に応じた就業の選択ができるよう、女性従業者が少ない職種への就業の促進と併せて、女性が働きやすい快適な職場環境の整備に配慮する必要があります。」とします。
4	P33	《達成目標》 (12)方針決定の過程への女性の参画推進  【人権同和課】	「審議会における女性委員の登用率」における平成33年度達成目標値33%について、理想としては50%であるが、理想に向けて徐々に増やしていくという方針による33%の設定は、やや消極的ではないか。	審議会における女性の登用率の達成目標値について、第2次男女共同参画プランでは平成28年度25%としていますが、平成28年4月現在、23.3%であり、第2次プラン期間内の目標達成は難しい状況です。このことから、第3次プランでは、33%を目標値として、引き続き登用を推進して参りたいと考えています。